

2009年12月28日

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 御中

「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）」骨子（案）についての意見

氏名：小峰 耕二（京都府生活協同組合連合会 専務理事）

住所：京都市

電話：075- 性別：男 年齢： 歳

連絡先：京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

【はじめに】

(1) 本市が「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）」を策定するとしたことについては、歓迎します。当会では、2003年度からはじまった「食品衛生監視指導計画案」への意見提出において、一貫して、本市において食品安全にかかわる「基本条例」が必要であることを申しのべてきた経過があります。他の消費者団体も数年前から、「条例」策定の必要性について意見提出してきました。

(2) 当会が2003年度に提出した意見では、以下の点を指摘しています。

2003年あらたに制定された食品安全基本法は第7条で「地方公共団体の責務」を定め、「地方公共団体は基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的社会的市諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの地方公共団体が、食品安全基本法の制定をうけて、食の安全・安心にかかわる基本方針の策定、食の安全・安心推進本部の設置、食の安全・安心アクション計画の設計、食品安全条例の制定など、取り組みをすすめている。

「食の安全・安心」の課題は、生産から消費までの一貫した監視指導・検査が重要な柱とはなるが、それに収斂されるものではなく、安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進、食の安全・安心に関する関係者の連携強化と体制の整備など、総合的な推進が必要であり、「食品衛生監視指導計画」はその一部をなす。

京都市において、食品安全にかんする「基本条例」が策定され、食品の安全性の確保にむけての施策がすすむことは、今回の食品安全基本法制定・食品衛生法改正の理念にそった、京都市民の願いにこたえるものであり、こうした取り組みの推進のなかでこそ、「食品衛生監視指導計画」についての市民の理解もよりふかまっていくものである。

(3) 2003年以降、多くの地方自治体で食品安全にかんする施策・体制の強化がすすみ、現在、直近の県議会で条例採択した滋賀県をくわえ、26都道府県・1政令指定都市・1中核都市で食品安全にかんする条例を策定しています。本市における条例の策定にあたっては、先行する

条例をふまえて、「より高い水準の内容が盛り込まれること」が期待されており、この点、京都市の条例がどのようなものになるか、他の自治体もつよい関心をもっています。

- (4) また本市は、国内だけでなく、各国から多くの方がたが訪れる世界的な観光都市でもあるところから、食の安全・安心にかかわる課題については「国際的な理論と水準」にもとづく取り組みがとくに要請されるところです。こうした見地からも、「最新の科学的知見による、先進的な内容をもった条例」が策定されるよう、期待が大きくなっています。
- (5) 条例の策定にあたっては、説明会や意見交換会を開催していただき、感謝申し上げます。つきましては、消費者・市民の食の安全・安心にかんする認識状況やパブリック・コメント等をつうじて出された意見を十二分に反映して、食品関連事業者ならびに消費者・市民をはじめとした「内外の要望にこたえる、よりよい内容の条例」にさせていただきたいと考えます。

[1] 総則について

(1) 条例の目的

「悠久の歴史の中で培われた豊かな食文化を有する京都の特性を踏まえ」とありますが、「踏まえ」た「内容」が、「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）骨子（案）」（以下、「骨子案」という）にどのように盛り込まれているのか、読み取りがたいように思われますので、改善をお願いします。

「骨子案」の表題は「京都市食の安全・安心に関する条例（仮称）」となっていますが、「条例の目的」部分では「食品等の安全性の確保に関し」とのべられていて、「食品等の安全・安心の確保に関し」とはのべられていず、「整合性」に欠ける点があるように思われます。のちにもふれますが、「安全」と「安心」とは異なる概念であり、両者を区別し、両者の「関係」を考察することが重要です。

このことが、条例を「理念条例」と位置づけるのか、「規制条例」と位置づけるのか、また「推進条例」と位置づけるのか、条例の性格規定の議論にかかわってきます。「安全の課題」だけでなく、「安心の課題」をも含んで条例に規定するというのが基本的な考え方であるのであれば、「安心の課題」にかんする規定が「骨子案」にはかなりの不足があると思われ、し、「行政及び食品関連事業者・消費者間の協働」の視点をもっと前面に出す必要があると思われ、す。

「安全な食品等を供給し」とありますが、食品を供給するのは食品事業者であり、条例策定の主体である本市の責務ではありません。主体が京都市であるのであれば、「安全な食品等の供給を促進し」という規定が相当であると考えます。

「市民及び観光旅行者に信頼される安全な食品等を供給し、健康の保護をはかる」とありますが、健康の「主体」をあきらかではありません。「安全な食品等の供給を促進し、現在及び将来の消費者ないし市民及び観光旅行者の健康の保護を図る」と、健康の「主体」を明確にするとともに、食品に由来する健康被害を未然に防止するという視点から「現在及び将来の」という規定をもって位置づけておくことが重要であると考えます。

(2) 用語の定義

「安全」及び「安心」の定義がありません。名古屋市条例では簡潔に条文内で括弧書きで示しています。

また、「安全」と「安心」の「関係」にかんする記述がありません。京都府条例は逐条解説において「関係」を明記しています。

「事業者」は「食品関連事業者」の用語を使用することが妥当と思われる。

(3) 基本理念と関係者の責務や役割等

『食品等の安全性の確保に向けた基本理念』

食品安全基本法では、食品の安全性の確保にかんする措置を講じるうえでの「基本理念」について、第3条・第4条・第5条で規定しています。

第3条 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識

第4条 生産から消費にいたる食品供給行程の各段階に応じた適切な措置

第5条 科学的知見にもとづき、食品による悪影響を未然防止

「骨子案」は、食品安全基本法の規定がふまえられていないように思われます。また「骨子案」は、「関係者の責務や役割等」をもって「基本理念」としているようですが、「基本理念」と「関係者の責務や役割等」とは区別されるべきものです。このままであれば、「基本理念のない条例」というそしりをまぬきかねません。改善が必要です。

上述と趣旨が重なりますが、「骨子案」の「食品等の安全性の確保に向けた基本理念」中の「事業者が、食品等の安全性の確保に関する一義的な責務を有していることを明確にする」は、「基本理念」に属する事柄でなく、「基本理念」にもとづくところから発生する「関係者の責務・役割」に属する事柄であり、食品安全基本法では第8条に規定されているものです。同じく「本市は、総合的かつ計画的に食品等の安全性の確保に関する施策を実施していく」は、「基本理念」に属する事柄でなく、「関係者の責務・役割」に属する事柄であり、食品安全基本法では国及び自治体の責務について第6条及び第7条に規定されているものです。

また「本市、事業者、市民及び観光旅行者の間で情報を共有し、意見の交換を推進していく」は、この記述部分のみでいえば、「施策の策定にかかわる基本的な方針」に属する事柄であり、食品安全基本法では第13条に規定されているものです。

以上に指摘したことをまとめるならば、「基本理念」としては、食品安全基本法第3条・第4条・第5条にあたる部分を含んで規定すべきと考えます。いうまでもないことですが、食品安全基本法は食の安全・安心の確保にかんする国際的な考え方となっている「リスク・アナリシス」理論をベースに構成されています。各都道府県ですでに策定されている条例においては、食品安全基本法第3条・第4条・第5条の内容を「基本理念」に反映させていることにくわえ、「リスク・アナリシス」の考え方を構成する重要な要素である「リスク・コミュニケーション」を入れて、「行政及び食品関連事業者による積極的な情報の公開と、それにもとづく行政及び食品関連事業者・消費者間における情報の共有及び意見交換等の推進、それらにもとづく相互理解と協力」を基本理念のひとつにうたっているところが少なくありません。「行政及び食品関連事業者による積極的な情報の公開」が前提にあって、その前提のもとに「行政及び食品関連事業者・消費者間における情報の共有及び意見交換等の推進」があり、「行政及び食品関連事業者・消費者間相互理解と協力」を実現していくなかでこそ、

食の安全・安心の確保が可能になりうるという文脈が「リスク・コミュニケーション」の理解でおさえられなければならない点です。本市条例においても「基本理念」を規定するにあたっては、こうした点を積極的に組み込んでいくべきであると考えます。

参考：

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)ののっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

『本市及び事業者の責務、市民の役割、観光旅行者等の健康の保護』

本市の責務

- ・前項で指摘したように、「基本理念」が現「骨子案」のままであれば、「基本理念イコール責務」ということになり、基本理念と別個に「責務」の規定をおこなう理由はなくなります。「骨子案」にみられる重複について整理が必要です。
- ・先述したように、「骨子案」の表題は「京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)」となっており、「骨子案」文の「食品等の安全性の確保のための基本的な施策を策定し、実施する責務を有する」という本市責務規定の叙述とは整合性がありません。条例の表題を「京都市食の安全・安心に関する条例」とするのであれば、「骨子案」のこの部分は「食品等の安全・安心の確保」としてしかるべきと考えます。
- ・食の安全・安心の課題については、継続的・系統的・恒常的な取り組みが要求されますので、たんに「基本的な施策」という認識では不十分であり、「総合的かつ計画的な施策」を策定し、実施する責務を有するという認識をもって規定されるべきであると考えます。後段「食品等の安全性の確保のための基本的な施策」中の「食品安全推進計画の策定」において「総合的かつ計画的に実施」の記述がありますが、「総合的かつ計画的」の用語

は「基本理念」につづく「責務」の箇所で冒頭に近い部分において明確にしておくべき性質の事柄であると考えます。

事業者の責務

- ・この部分に、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有することを規定すべきであると考えます。
- ・また「必要な措置を適切に講ずる」という意味合いは、食品安全基本法で規定されているところの「基本理念」第3条・第4条・第5条にのっとっておこなわなければならないということが前提にあり、この点に関連しての「基本理念」の内容規定についての当方の意見は前述しています。

市民の役割

- ・「自らの判断で安全な食品等の選択を行えるよう努める」は不要と考えます。
- ・現在の社会においては、複雑で高度な商品生産・流通が形成されており、消費者が「自らの判断で安全な食品等の選択を行える」状況ではなくなっています。それがゆえに、消費者の商品選択に寄与するために、行政・事業者が各種の法令や基準等を策定・実施する責務があるのであり、「骨子案」の 本市の責務 事業者の責務の規定との整合性が担保されていないと思われます。

観光旅行者その他本市を訪れる者の健康

- ・「観光旅行者その他本市を訪れる者の健康の保護」という視点が本市の場合、重要であるとは思いますが、「観光旅行者その他本市を訪れる者」の「役割」として、本市の責務 事業者の責務 市民の役割と同次元のものとして、「責務・役割」の項目中に 観光旅行者その他本市を訪れる者を組み込むことは無理があると考えます。
- ・「骨子案」の記述にあきらかなように、観光旅行者その他本市を訪れる者の健康の「保護」の部分の主体は「本市」であり、したがって「保護」の課題は「施策の策定にかかわる基本的な方針」の中に位置づけられるべき事柄のものであると考えます。
- ・「観光旅行者等及びその関係者は、本市に対し、市内の食品関係施設への衛生管理の徹底を図るよう監視及び指導を求めることができる」は、後段で説明する「食品関連事業者・消費者ないし市民・観光旅行者・行政の相互理解・連携・交流の推進」の条項において位置づけられるか、ないしは「施策に対する意見の反映」の条項を設けて、そこに位置づけられるべき内容であると考えます。

[2] 食品等の安全性の確保のための基本的な施策について

(1) 食品安全推進計画の策定

前述しているように、本条例の表題を「京都市食の安全・安心に関する条例」とする方向で考えるのであれば、「食品等の安全性の確保」は「食の安全・安心の確保」としなければ整合性がないし、「食品安全推進計画」も「食の安全・安心推進計画」としなければならないのではないかと考えます。この点については、前述しましたので、以降、くりかえさないこととします。

「食品安全推進計画」の策定と実施については、いわゆるPDCA型のマネジメント・サイ

クルで進捗管理がなされなければならないところです。ついては、当初計画が具体的な目標をもったものでなければ、マネジメント・サイクルは回らないし、進捗管理ができません。したがって、「食の安全・安心推進計画は、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び内容について定める」ことを明確に規定すべきであり、下線部の規定の採用を検討してください。

食品安全推進計画を策定するにあたっては、パブリックコメントの実施や意見交換会の開催、また食の安全推進協議会の意見を事前に聞くなどして、市民及び食品関連事業者の意見が反映したものにする必要があります。ついては、この部分に「消費者ないし市民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じる」との規定を入れてください。

施策の実施状況の公表にあたっては、食の安全推進協議会の「評価」を得たうえで、「実施状況及び評価の内容を公表する」との規定を入れるべきであると考えます。

標題も「策定と公表」にすべきであると考えます。

(2) 以下の施策項目の順番と位置づけに関わる基本視点について

「骨子案」は、「食品安全推進計画の策定」につづいて、「調査及び研究の推進」「監視、指導及び検査等」をあげ、そののちに「事業者による自主的な衛生管理の推進」をもってきています。しかし、この順番であると、行政機関の調査・研究のスキルアップを優先させ、そのもとに事業者への監視・指導・検査を強化するというのが本条例の基本スタンスであるとのうけとめが生じかねません。条例制定について、食品関連事業者の理解と協力がえられにくくなるおそれがないかどうか、危惧するものです。

食品安全基本法で規定されているように、「食品の安全性の確保について第一義的責任を有している」のは食品関連事業者であり、食品関連事業者は事業活動をおこなうにあたって、「食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有」し、また「正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない」のであるから、その責務が遂行できるよう、推進・支援していく方策を組み立てることが本市の施策としての基本的なスタンスとなるのではないのでしょうか。

そして、その前提として、本市が率先して、食の安全・安心の確保に向けた「推進体制の整備」をおこなうということがあってはじめて、食品関連事業者・消費者ないし市民の理解と協力が得られるのではないかと考えます。

したがって、「食の安全・安心推進計画の策定」の次に、「本市における食の安全・安心推進体制の整備」をテーマとする規定を入れ、ついで「事業者による自主的な衛生管理の推進」をテーマとする規定を入れるべきではないかと考えます。

(3) 本市における食の安全・安心推進体制の整備

上述したように、まず、本市が食の安全・安心の確保に向けた体制を抜本的に強化することによって、食品関連事業者・消費者ないし市民・観光旅行者等の期待にこたえ、理解と協力を得る旨の規定を明記する、「本市における食の安全・安心推進体制の整備」の項を立てるべきであると考えます。現在の生活衛生課を主幹とする部局および人員でもって、本条例を推進していくことにはかなりの困難さがあるように思われますので、新部局の設置・人員の大幅増の検討が不可欠です。

食の安全・安心の確保に向けた体制の整備にあたっては、前述した「リスク・アナリシス」の考え方にもとづき、「リスク評価」「リスク管理」「リスク・コミュニケーション」という構成要素に対応した「体制」が構築される必要があります。

「リスク評価」および「リスク・コミュニケーション」については後述しますので、ここでは「リスク管理」についてのみ言及しますが、食の安全・安心課題にかかわる、すべての部局を包括する庁内組織が必要であり、そのトップは自治体首長があたるのが相当です。この点を明確にしておく必要があります。

あわせて、国および関係自治体の諸機関との連携・協力の体制整備が不可欠です。この点は、「骨子案」で「7 国及び他の地方自治体との協力」がありますが、とくに食の安全・安心課題については、府市協調のスタンスで整合性をもってかたちがすすめることが重要であると考えます。

「骨子案」ではふれられていませんが、食の安全・安心課題にかんする「専門的かつ実践的な知識を有する人材の育成」が不可欠である点を強調しておきたいと思います。条例においては、「人材の育成」について明確に規定すべきであると考えます。

あわせて「財政上の措置」についても、規定すべきであると考えます。

(4) 事業者による自主的な衛生管理の推進

食品の安全性を確保する措置については、原材料の調達から最終消費段階までの「食品供給行程の各段階において」適切に講じられなければならないのであり、「衛生管理」はその1部分を形成しています。こうした視点から、「衛生管理の推進」という用語では課題を狭く認識することにつながるため、「品質管理」という用語を使用することが必要と思われる。また、食品関連事業者は食品衛生法やJAS法など関係法令を遵守することは当然ですが、法令のみの遵守にとどまらず、事業者としての「社会的責任」をはたしていくことがもてめられています。「社会的責任」の範囲は、年ねん広くとらえられていく流れにあり、一般に「コンプライアンス経営」とよばれています。「骨子案」のいう「衛生管理の推進」という視点では、不十分といえます。

したがって、この項目は「食品関連事業者の品質管理および法令遵守の推進」という規定が必要と考えます。

「監視、指導及び検査等」についても、上記の趣旨・文脈をふまえた表現をもって位置づける必要があります。

「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」については、府の実施している「きょうと信頼食品登録制度」との統合をぜひ実現していただきたいと思います。

(5) 適正な食品等の表示の確保

ひきつづき、表示にまつわる不正が発生しています。また、表示は、消費者の商品選択においてもっとも重要な位置をしめるところから、表示問題にたいする消費者の関心は非常に高いものです。

一方、本市においては、食品関連事業者の規模は中小ないし零細なところが多いことから、適正な食品等の表示の確保にむけては、当該事業者だけでは困難があり、事業者団体・流通小売サイド及び行政等の援助が必要であると考えます。

食の安全・安心課題の表示にかかわる法令としては、食品衛生法・JAS法・景品表示法・健康増進法・薬事法・計量法など、多岐にわたっています。したがって、関係する部局も分かれており、このような課題でこそ、総合性の視点がもとめられ、条例を制定することの意義のひとつがあるというべきでしょう。

以上の理由から、表示にかんするテーマについては1項目をあらたに起こし、「適正な食品等の表示の確保」とするとともに、適正な表示の確保にむけての事業者支援の仕組みの創設が必要であると考えます。

(6) 情報の共有及び意見の交換等の推進、市民意見の施策への反映

前述のように、食品安全基本法は、施策の策定にかかわる基本方針の内容規定において「リスク・アナリシス」の考え方を採用しています。

「リスク・アナリシス」の考え方を構成する重要な要素のひとつが「リスク・コミュニケーション」であり、「骨子案」も食品安全基本法の規定を採用して、「情報の共有及び意見の交換等の推進、市民意見の施策への反映」を標題としています。しかし、この標題は「リスク・コミュニケーション」の概念を日本語に訳したものの一部であり、条例の文脈の中で、この表現のままではうけとめがしっくりいかない面があるように思われます。

そこで、「食品の安全性の確保について第一義的責任を有している」食品関連事業者の取り組みを前進させるという文脈もおさえながら、食品関連事業者と市民および行政のコミュニケーション(相互理解・連携・交流)を推進していくという趣旨をもって、「食品関連事業者・消費者ないし市民・観光旅行者・行政の相互理解・連携・交流の推進」という標記を採用してはどうかと考えます。

観光旅行者その他本市を訪れる者にかかわる規定・施策についての意見は前述しましたが、この標題になかに含めていくことが妥当であると考えます。

また、「骨子案」がのべている「市民意見の施策への反映」は、以上の中に含めてもよいし、また別途「施策に対する意見の反映」のテーマでくくり、「観光旅行者等及びその関係者は、本市に対し、市内の食品関係施設への衛生管理の徹底を図るよう監視及び指導を求めることができる」との「骨子案」記述をこの項目に入れることも考えられると思います。

(7) 市民及び事業者等への啓発

「市民及び事業者等への啓発」でなく、「食品関連事業者・消費者ないし市民・観光旅行者等への知識の普及」の標記が妥当と考えます。

[3] 健康への悪影響の未然防止

(1) 標題としては「健康への悪影響の未然防止ないし拡大防止」が妥当と考えます。

(2) 情報の収集、整理及び分析等

「リスク・アナリシス」の考え方では、「リスク評価」にあたる部分と考えられます。

前段の「食品等の安全性の確保のための基本的な施策について」中の「調査及び研究の推進」と統合することが考えられます。

「科学的知見に基づき」は、「最新の科学的知見に基づき」と下線部をくわえるべきであると考えます。

緊急の事態が発生した場合などにおいて、食品に関わる健康影響について専門的な事項を調査・分析・評価するために、「食品健康影響評価専門委員会」の設置規定を入れるべきであると考えます。食の安全推進協議会の規定中の「臨時委員」については、上記の提案を織り込んで「専門委員等」とすべきであると考えます。

(3) 調査及び研究の推進

「調査及び研究の推進」の課題は、「骨子案」では「食品等の安全性の確保のための基本的な施策」の「2」に位置づけられていますが、上記の「情報の収集、整理及び分析等」との関連性をもった位置づけとすることが妥当ではないでしょうか。

(4) 健康への悪影響が生じた時等の措置（指導、勧告、公表）

食品由来の人の健康への重大な悪影響が生じるか、または生じるおそれがある場合、関係法令の規定がなければいかなる措置も講じえないということではなく、自治体首長が必要と認める時には必要な措置を迅速に講じていくことは重要であると考えます。

しかしながら、自治体首長の「裁量幅」を大きくしておくことは、必要と考えられる場合にあっては措置が講じられない場合もあれば、不必要な措置が講じられる場合もあることが考えられるので、一定の「手順」を整備しておくことが不可欠と考えます。

上にのべたように、緊急の事態が発生した場合などにおいて、「食品健康影響評価専門委員会」を設置し、専門家の調査・分析・評価をふまえて、措置をおこなうことが適当と考えられます。

(5) 自主回収報告の制度

食品関連事業者の多くが「コンプライアンス推進」に努めており、食品事故等が発生した場合は積極的に自主回収をおこなっています。しかし、自主回収情報の提供を新聞紙上等でおこなえば多額の経費を要することから、行政が自主回収情報の提供をおこなうことは意義のあることです。消費者・市民および食品関連事業者の双方にリメットのあることであり、積極的に推進する必要があります。

しかしながら、「骨子案」は「市長は、必要に応じ、当該自主回収着手等の報告の内容を公表する」とのべています。「必要に応じ」という「裁量規定」をもってすることは、本条例の目的・基本理念と不整合なものであり、「必要に応じ」でなく、「すみやかに」でなくてはなりません。変更をもとめます。

「骨子案」の説明部分の「しかし、自主回収報告制度を導入するにあたっては、法令に違反しているものや危害発生するおそれのあるもの等、必要に応じて、自主回収についての報告を求めるものとします」は、何が「しかし」なのか、どのような「必要に応じて」なのか、文意が理解できません。

[4] 京都市食の安全推進協議会について

- (1) 食の安全・安心課題の重要性にかんがみ、「協議の場」としての位置づけでなく、「食の安全・安心審議会」としてポジション・アップすることが必要です。
- (2) 先に「食の安全・安心の確保に関する施策の実施状況の公表にあたっては、食の安全推進協議会の『評価』を得たうえで、『実施状況及び評価の内容を公表する』との規定を入れるべきである」ことをのべましたが、この点を明記する必要があります。
- (3) 食の安全・安心の確保に関する施策を推進するにあたっては、「食品関連事業者と消費者および行政のコミュニケーション(相互理解・連携・交流)」が重要であるという視点から、現在の「食の安全推進協議会」の消費者構成比率を抜本的に強化する必要があります。また公募委員だけでなく、消費者団体代表も含めるべきです。
- (4) 先述したように、臨時委員は「専門委員等」とし、緊急の事態が発生した場合に「食品健康影響評価」をおこなえる委員で構成する専門部会の設置についての規定を明確にしておくべきであると考えます。
- (5) また、「平時」において、行政関連部局・食品関連事業者団体・消費者団体における食の安全・安心の確保にかんする「担当者間のヒューマン・ネットワーク」を形成しておくことが、緊急時にも有効であり、部会のようなかたちで設置することを提案しておきたいと思います。

[5] その他

- (1) 2009年、消費庁関連3法案が国会を通過し、9月から消費者行政を一元化する消費者庁がスタートしました。各地方自治体には、こうした国の施策の歴史的な転換に相応し、消費者施策にかかわる体制と取り組みを抜本的に強化、かつ迅速にすすめることがもとめられています。本市において、今回、食の安全・安心に関する条例を制定するにあたっては、このような消費者行政にかかわる基本認識の転換という視点をもって、開示されている「骨子案」を再検討してみる必要があると考えます。
- (2) あわせて、市におかれては、現在の消費者施策をめぐる大きな変化をうけて、「条例を担い、推進する体制の抜本的な強化」をすすめる必要があると考えます。たとえば、兵庫県は国における消費者行政一元化の方向をうけて、生活衛生に関わる機能と消費生活に関わる機能を統合し、あらたに生活消費局を設置して、くらしと食の安全・安心の課題に対応しようとしています。本条例の検討を契機に、本市におかれても、消費者の権利が十二分に確保される地域社会づくりをめざして、業務体制・機構の大胆な刷新をすすめていただきたいと思います。
- (3) 提出されている「骨子案」では、条例の制定以降に、食の安全・安心に関する施策がどのように変わるのか、どのようなかたちで食の安全・安心の確保にむけた課題が進捗していくのが、「見えにくいものになっている」というのが率直な感想です。「推進計画づくり」について

実践的にもすすめながら、必要な事項を条例案に盛り込んでいくという作業の組み立ても必要と思われます。

(4)「骨子案」は総じて、行政・事業者・消費者ないし市民間の「協働」の視点が乏しいように感じられます。現代社会は、行政による事業者規制、事業者・消費者ないし市民からの行政要求によって、課題の解決をはかるという時代から大きく変化し、行政・事業者・消費者ないし市民がそれぞれの責務と役割を自覚しながら、相互理解と連携の強化をはかっていくなかで、課題の解決方向性を見い出していくという時代となっています。行政・事業者・消費者ないし市民のそれぞれが行動スタイルを転換していくことが要請されていると思います。

(5)食の安全・安心課題と食育課題との関連についても、一言しておきたいと思います。食品安全委員会リスクコミュニケーション専門委員会は「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向・とりまとめ案」(2009年9月16日)のなかで、「実生活における問題意識や体験、食品の生産現場における衛生管理の実態を糸口とすることにより、人々が食品の安全性について自ら気づき、実感できるような取組みが求められる」と指摘しています。「食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深める」という視点も本条例の制定にかかわって議論してよい重要なポイントであると考えます。

以上